

仕分け委員指摘事項

番号	B-9	事務事業名	庁舎維持管理事業	担当課	管財課
----	-----	-------	----------	-----	-----

仕分け区分	仕分け理由	判定人数 (複数選択有)
6. 東久留米市 (改善有) 5人	②事業規模を縮小すべき	(2 人)
	指摘事項 ・事業規模縮小の余地はあるのではないか。 ・本庁舎の光熱水費は、20年度に比べて690万円減額と非常に努力が見られるので、さら省エネに取り組んでほしい。 ・冷房の温度設定は外気温との温度差を5度にするなど、きめ細かい温度設定を今後も行ってほしい。すでに節電には取り組んでいると思うが、さらなる節電を期待するということで「事業規模の縮小」とする。	
	⑦その他	(3 人)
	指摘事項 ・大きな施設の管理には、ファシリティ・マネジメントの導入が必要ではないか。 ・ファシリティ・マネジメントを導入して市の全施設の情報を一元管理し、コスト削減を図るべき。 ・公有財産を一元的に管理することが一番である。各部署で施設を管理する中で、公有財産管理規則が整備されていない。 ・市の決算書では面積表示、戸数表示になっているので、金額表示にしたい。限られた費用の中で、施設を長く安全に使ってほしい。 ・1階の旧喫煙スペース、旧食堂等の跡が低利用である。低利用スペースの解消・利用方法の改善の検討をお願いしたい。(例えば会議室、相談コーナー等に利用)	

〈担当課の考え方〉

・庁舎維持管理の現状については、極力無駄を省いた必要最低限の事業内容と認識しており、事業規模を縮小することは困難であると考えています。

・市庁舎光熱水費の更なる省エネ化の取り組みや、庁内における温度設定のきめ細やかな節電対応については、当然ながら今後とも出来る限りの努力をしていきたいと考えています。

・ファシリティ・マネジメントを導入し、市の公共施設を一元管理をしてコスト削減をとの指摘ですが、各公共施設がもつ公共目的等が異なり、維持管理契約上の形態、仕様、期間も異なる施設を一元管理するのは非常に困難であると考えますが、実際に導入している自治体があるとのことなので研究はしてみたいと思います。

・地方自治法に基づき、東久留米市公有財産規則を定めており、これにより財産管理を行っているところです。

・決算書の金額表示については、今後の検討課題と捉えています。また、施設の延命策については、今後とも市が出来る最善の方法は何かを検討していきます。

・旧喫煙スペースについては、現在市民の方々等の展示スペースとして活用していますが、今後市の歳入が見込まれるような利用を含め、その活用の方途を研究・検討していきます。また、旧食堂については、市庁舎内の会議室が不足している現実がある一方で、緊急・臨時的な事務事業に対応するスペースはどうしても必要であります。そうした事情から、緊急・臨時的な事務事業に対応する現行の利用方法を踏襲していきたいと考えています。